

NPO 法人住まいのホームドクター／設計者の会
460-0006 名古屋市中区葵 1-27-32 カイフビル 7階

HD ニュース

No.35
2016.3.15

今後の予定／於：事務局会議室

3月15日(火)18:00～ マンション大規模修繕研究会

3月15日(火)19:00～ 研修会

3月17日(木)18:30～ 木造技術研究会

3月26日(土)10:00～ 住まいの相談会とパネル展

4月7日(木)18:30～ 役員会

4月17日(日)～18日(月) 研修旅行(長野)

愛・地球博開催地域社会貢献活動基金助成申請の審査結果報告 副理事長 森 登

昨年10月末に申請をした モリコロ基金・助成申請書類審査の結果が届きました。合格ポイントに僅か0.4ポイント届かず、残念ながら落選でした。

- ① より具体的な活動地域を示し、地域との連携を工夫すること
- ② 費用対効果をどのように見究めているか明確にすること

の2点について、表現力が不足していたと反省しています。

ところで、モリコロ基金は2017年度に底を付く予定とのことですが、この事業の来年度エントリーはどうでしょうか・・・？ 皆さんの御意見をお聞かせください。

第三者監理について

副理事長 森 登

「自宅を新築中だが、業者に図面と異なる施工をされ、ハウスメーカーと交渉中・今後どのようにしたらよいか。第三者監理について説明を聞きたい」という内容の電話相談がありました。現場は基礎コンクリート完了で中断、現場監督の交代を要求しているとのこと。具体的には、「表層改良の際、客土を搬入したが、産業廃棄物っぽい物が混入されたまま攪拌改良を実施した。基礎コンクリート打設時、土砂降りの悪天候だったが、打設を強行した、問題ナシとのこと。防湿コンクリート打設前、防湿シートに大きな穴を開けて、溜まった雨水を地中に排出した。外周部の水道配管が、設計図と全く違う場所で埋設されている。長期優良住宅並みの家を作ると言ったのに、ウソつきだ。基礎の強度に疑問が有り、可能であれば基礎工事をやり直しさせたい・・・」という内容でした。表層改良の工事報告書と地耐力確認(載荷試験など)を書面にて報告させること、コンクリート受入検査報告書の提出、コンクリート強度試験結果報告書提出、設計図に従い工事を行うよう要求することをアドバイスしました。

結果、業者は基礎を全て撤去し、第三者監理を受け入れました。基礎配筋～上棟～中間検査まででしたが、手抜き工事・うっかり工事・なんちゃって検

査を防ぐ為、建築主にしてみれば費用対効果が高い、第三者監理だったようです。



当会から積極的に第三者監理をアピールしていくことについて、皆さんはどのようにお考えでしょうか・・・？

御意見をお聞かせください。

『省エネ基準』で仕様における外皮性能を検討する際、その性能に大きく影響するのは躯体と開口部の断熱性能です。外皮の仕様検討の参考になればということで、1月の研修会では、排水機能付き外張り断熱を扱っている、HDの賛助会員の(株)富士の酒井氏をはじめ、彼のもと外壁とサッシを共同施工しているYKKAPとニチハも迎えて『最近の外壁・サッシの事情から』と題して話をしてもらいました。

躯体部分の性能は、壁厚と使用する断熱材で決まりますが、夏に室内流入する熱の74%、冬に室外流出する熱の52%が、開口部からの流出入(※YKKAPの資料から)であることを知ると、開口部は断熱にもっとも影響をもつ部位であることが分かります。単純に無くしたり小さくしたりすることは困難なため、ガラスだけでなく高い断熱性能をもつ「窓自身」を用いることが法的に要求されることになってくるのでしょうか。

断熱性能が高いことは知っていても、防火上や強度上で心配がある樹脂サッシについて、その仕様の説明や疑問に答えていただきました。(紙幅の都合で一部割愛します。)ポイントとしては、「一般の複層ガラスを用いた断熱アルミサッシに対して、Low-E複層ガラスでガス入りの樹脂サッシを用いると窓から逃げる熱が53%減る。」また、「防火認定が取れている。」ということでした。

さて、YKKの話の中にも、昨今、研修会の対象

として必要を感じる『省エネ基準』の話が出てきました。国交省、経産省、環境省の3者は、「低炭素社会に向けた住まいと住まい方推進会議」にて「住宅行政」(≠建築物)上で『2020年には省エネ基準適合の義務化、更にはゼロエネルギー住宅(ZEH)への誘導』を決定しています。

とくに経産省は「2020年には新築の過半をゼロエネ住宅にし、2030年にはすべての新築がゼロエネ住宅になるよう普及を加速させる。」と挙げていて、今後、住宅はますます設備で環境管理される生活装置となりそうです。

過去に極端化する高気密住宅仕様に違和感を覚えたのですが、経産省主導で『ゼロエネ住宅』という商品が、自動車のように売られることになるのでしょうか。

追記：省エネ法関連の動きは、“新築だけのはなし”ではなく、増改築はもちろん確認申請のいない改修工事においても建物規模や内容等によっては、設計者の業務負担にかかわってきそうです。また、今年4月に施行される「建築物省エネ法」により、(現行の)「改正省エネ法」は平成29年3月31日をもって廃止されます。

「省エネ基準合理化予定部分の紹介」をはじめ、行政の動向については、また機会を見つけて報告いたします。

住まいの無料相談会とパネル展

■「住まいの無料相談会とパネル展」

3月26日(土)10:00~16:30

場所: ブラザーコミュニケーションスペース

名古屋市瑞穂区塩入町5 - 15

名鉄本線「堀田駅」南へ徒歩2分

地下鉄名城線「堀田駅1番出口」北へ徒歩3分

内容:①パネル展示

(パネル内容を変更される方は、3月24日(木)までに事務局までご持参か郵送下さい。)

②住まいの無料相談会

(相談委員会が対応します)

■相談委員会 2/16 18:00~19:00

無料電話相談の相談内容報告、質疑。電話相談当番。HP「Q&A」改定について。

■研修会 2/18 19:00~20:30

『建築基準法 耐火・準耐火』講師/確認サービス

■木造技術研究会 2/19 18:30~20:30

『検査員が明かす建築確認の誤解 申請が「すんなり通る」100のツボ』読み合わせ。テキストの選定。

■三役会 3/3 18:30~20:30

会員動向の概要、収支状況、HDニュース、HP一般向け相談メニューの充実、各委員会・研究会の活動報告。今年度事業について。「モリコロ基金助成事業」申請について。